

## 平成29年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成29年12月14日(木)午後3時  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志	2番 成島 誠
3番 大炊 三枝子	4番 中野 栄
5番 大井 栄一	6番 根本 博
7番 田村 星寿	8番 宮久保 勝
9番 三須 清一	10番 須藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局長	渡辺 唯男
次長	成嶋 文夫
庶務係長	富塚 隆則
農地係長	鈴木 光一

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について  
報告第2号 あっせん譲受候補者名簿の登録について

**三須清一会長** ただ今から平成 29 年第 12 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6 番 根本博委員

7 番 田村星寿委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 3 件で、再設定が 1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 12 月 14 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 4,172m<sup>2</sup>です。位置図は議案資料の 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うもので

す。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地が約4.68ヘクタールです。農作業従事日数は本人と父がそれぞれ年間300日、妻が100日、母が30日です。トラクター、コンバイン、田植機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2を審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをご覧ください。整理番号2の説明をいたします。議案資料は9ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田6筆、合計面積は1万6,438m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北西約3kmに位置しています。位置図は議案資料の11ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇市の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は借受地を含め、約7.7ヘクタールです。農作業従事日数は世帯主が年間200日、子3人がそれぞれ250日、子の妻二人が250日、子の妻一人が200日です。トラクター、コンバイン、田植機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年12月14日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は20ページから40ページまでとなります。

整理番号1の申請地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目が畑の一筆、面積は1,152m<sup>2</sup>です。所在地はJR成田線〇〇駅の南東約1.0kmに位置しています。

資料23ページの「事業を行う理由」をご覧ください。計画では園児の増加及び借用していた駐車場の返却に伴い、保育園の隣接の土地を駐車場として整備するものです。

資料27ページの「始末書」をご覧ください。申請者は農地法の知識がないまま許可を受けずに平成9年ごろから申請地の一部に樹木を植えて使用しております。隣接農地は自

己所有地のため特に問題はありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。申請人双方の立会いの下、現地調査を行いました。

申請地の農地区分は第2種農地に当たります。申請地は平坦な農地となっており、現状地盤のまま整地して、アスファルト舗装、コンクリートブロック積及び縁石にて整備し、雨水は浸透集水柵を設けて抑制するものです。目的の実現の確実性については資金の問題もありません。

以上のことから農地法第5条の許可要件は満たしております。

なお、無許可で防風林及び土砂流失防止のため樹木を植えていたことに対しては、申請地の東側が斜面となっていたことや申請人から謝罪があり、今後は法を遵守することを確約しております。

以上の内容を基に審議したところ、土地の現況、土地利用の状況など、土地の農業上の利用の確保及び公益を衡量した結果、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号2及び3を議題とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをご覧ください。

なお、議案第2号の整理番号2及び3は譲受人が同一で一体的な事業でありますので、一括で説明します。議案資料は41ページから54ページまでとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目が畑の一筆、面積が684m<sup>2</sup>及び畑一筆、面積が

856m<sup>2</sup>の合計 1,540m<sup>2</sup>です。所在地は J R 成田線〇〇駅の南東約 1.0km に位置しています。

資料 42 ページの「事業計画書」及び 44 ページの「事業を行う理由」をご覧ください。

園児の増加に伴い、園庭が手狭になっていること、大型遊具などが設置できないこと、安全管理や運営上支障を来していることなどに対応するもので、保育園の隣接地で適地であったため計画したものです。

隣接の農地所有者の意見としては特に問題はありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 議案第 2 号整理番号 2 及び 3 について調査結果を報告します。

申請人双方の立会いの下、現地調査を行いました。申請地の農地区分は第 2 種農地に当たります。雨水は自然浸透で処理し、土砂流出防止対策として芝を張ります。目的の実現の確実性については、資金の問題ありません。

以上のことから農地法第 5 条の許可要件は満たしており、第 1 調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 2 号整理番号 2 及び 3 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号整理番号 2 及び 3 を採決します。整理番号 2 及び 3 は同一事業であるため一括で採決します。

一括で採決することにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 2 及び 3 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年12月14日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料55ページからとなります。新規の賃借権設定が3件、使用貸借権の再設定が1件です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は6,042m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリー等米〇俵で、期間は10年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は885m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間10年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は5,768m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号4の再設定農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,329m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇〇〇の農家で、貸付者も〇〇〇〇の方です。賃借料は無償で、期間は3年間です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**根本博調査会長** 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約2.22ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間150日、妻が50日、父が100日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.73ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母がそれぞれ年間250日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.7ヘクタールです。農業従事日数は世帯主が年間200日、子3人がそれぞれ250日、子の妻二人がそれぞれ250日、子の妻一人が200日です。トラクター5台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地が23.09アールです。平成27年2月からの新規就農者で、農業従事日数は本人が年間310日です。トラクター1台を初め、農業機械

を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、議案第3号整理番号1から4までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号の整理番号1から4に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号1から4を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1から4は原案どおり決定することとしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。報告は第1号及び第2号の2件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は整理番号1と2が駐車場、整理番号3と5が宅地、整理番号4が店舗です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第2号は「あっせん譲受等報告者名簿の登録について」です。農業基盤強化促進法による農地の買い受けを行う目的で名簿の登録申請がありました。我孫子農地移動適正化あっせん基準の「権利を取得させるべき要件」を満たしていることから受理しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から2号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。



以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成 29 年第 12 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人